連載 第47回

福聚山史

池浦泰憲 文
及川一晋 編

明治時代の女官
「伏屋守子」

今年の四月より当山無縁墓所整理が始まった。その中に「伏屋守子墓」と刻まれた墓碑がある。この「伏屋守子」は、以前、本連載の四十二回で取り上げた「伏屋美濃」の三女である。このお墓には次のような銘が刻まれ、守子の人となりを知ることができる。

●「伏屋守子」の墓碑銘

元皇太后宮女嬬正七位伏屋守子、安政元年十二月八日生、京都九条公爵邸内に生まれる。初名以乃、長きにおよぶも故あって守子に改む。父の名は重光、母の名は美濃にして守子はその第三女なり。明治元年朝廷に出仕、陛下御付を拝す。時に年十四、この年聖駕東遷するも、守子京師宮中の理に留まる。その跡、同四季四月宮城に移り、権女嬬に任ず。ついで女嬬に進み、大正三年八月一日正七位に叙され、同日をもって元皇太后宮職残務取り扱いの命を拝し、十二月三十一日これを免ず。ここに至って宮中に奉仕すること四十有年にして、その間終始一貫してよく守り、よく勉め、一暇なきが故に、朝廷その勤労を賞し、終身の恩金を賜う。この年宮城を退き、生家に還り静養す。老軀深く皇恩の優渥に感泣し、桃山御陵と明治神宮を数次拝し、また家に居しては恒に両陛下の御真影を奉安し、報恩の勤めを怠けず、大正十五年十月たまたま病を得て遂に愈えず。十一月二日を超え、端然従容として眠るがごとく長逝す。遺骸は東京淀橋常圓寺に葬し、遺髪は京都東福寺中大機院の墳塋に葬す。享年七十又三、清松院妙守日操大姉を謚る。

姪　伏屋文一　誌

（原文は漢文。書き下し文に改めた）

この銘によると、守子は安政元年十二月八日、九条公爵邸内に生まれた。明治元年（一八六八）、十四歳の時、「陛下」＝明治天皇の「御付」となったという。

ところが「聖駕東遷」、すなわち明治元年十月十三日、明治天皇は京都より東京に移る（東京奠都）。しかし、御付であった守子はそのまま京都に留まり、その約三年後の明治四年（一八七一）四月に東京の御所に入ったという。

●明治時代の女官

この際、守子は「権女嬬（ごんにょじゅ）」に任じられたという。「権女嬬」とは、宮中に仕える女官の職名である。女官には、尚侍・典侍・権典侍・掌侍・権掌侍・命婦・権命婦・女嬬・権女嬬という役職があり、明治五年当時の記録によれば、宮中に仕える女官が百二十八人いたという。

守子は、東京の新たな御所に入るのにあわせてこの最下級の「権女嬬」に任ぜられたのである。後年の明治四十年（一九〇七）であるが、このとき定められた「宮中女官東宮職女官官制」という規定によれば、女嬬は十六人、権女嬬は十八人で「雑務に従事ス」とある。具体的には、同じ時期にまとめられた「宮城女官奉職心得書」によると、女嬬あるいは権女嬬は、上司である命婦の指揮の下、天皇の御膳・御道具・御服に関わる仕事を担ったという。

ところで、女官になるには、宮内大臣や宮中関係者による薦めによって「お目見え」という採用試験があり、それぞれの役職に就く者の家柄が決まっていた。女嬬・権女嬬は「旧官人及社家ノ子女又ハ宮内官吏等良家の子女」から選抜されたというが、守子の任命は母美濃と宮中の縁からであろう。

女官は「終生側近奉仕を期待して婚嫁せず」（『明治天皇紀』）とされた。つまり生涯結婚はせず一生宮中で奉公するものというのが原則であった。女官たちは天皇と皇后が生活する御座所と百軒廊下で結ばれた局という場所で生活し、俸給が支給された。明治四十年の規定によれば、女嬬の月給は三十五円以下、権女嬬が二十五円以下と定められていた。この他年二回ボーナスもあったという。ちなみに、当時の東京の公立小学校教員の初任給が月額十円～十三円、絹織物一反が五円程度、米十キログラムが一円五十銭ほどという時代であった。

●「元皇太后宮職残務取り扱い」を担う

その後、守子は女嬬に昇進し、大正三年（一九一四）八月一日正七位に叙され、この日をもって元皇太后宮職残務取り扱いを拝命したという。「元皇太后宮」とは明治天皇の皇后であった昭憲皇太后のことで、「皇太后宮職（こうたいごうぐうしょく）」とは、皇太后の家政を司る機関である。昭憲皇太后はこの年の四月九日崩御していた。おそらく明治天皇の崩御後、守子は昭憲皇太后職の女官として勤めていたことから、その機関のさまざまな整理を命じられたのではないだろうか。

伏屋守子の墓。遺骨は万霊供養塔に散骨され、今後も懇ろに供養される。

●報恩の日々

この任務は、この年の十二月三十一日で終え、これを機に「宮城」を退いたようである。墓碑銘では「四十有年」にわたり「終始一貫してよく守り、よく勉め、一暇なき」とあり、「朝廷」＝宮中からその勤労を賞し、「終身の恩金」を賜わったという。女官には退官後、恩給の制度があり、守子が任ぜられた女嬬は、一年ごとに二百円が支給されることになっていた。さらに在官十五年以上奉仕した者については、さらに一年ごとに恩給年額の百分の一が加算された。

大正十五年（一九二六）十一月二日、七十三歳にて守子は永眠する。遺骨は常円寺に、また遺髪は生地の京都に埋葬された。宮中を引退後、守子は明治天皇の桃山御陵、明治神宮を拝し、また、家にあっては、両陛下の御真影を掲げて報恩の勤めを怠らなかったという。

明治天皇・皇后とともにその人生を過ごした守子の心には、常に「報恩」の気持ちが保ち続けられていたのであろう。（つづく）